

産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査） 調査結果利用上の注意

- 1 本調査は、産業連関表の作成における投入額推計等の基礎資料を得ることを目的として、郵便・信書便業、通信業、放送業及びインターネット附随サービス業を営む企業が、その事業活動を行うために要した費用の内訳等の実態を把握するために実施した。このため、調査結果として主に調査対象事業の売上高に対する費用の割合を集計した。
- 2 「産業小分類」は日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる次の分類に該当する事業である。ただし、秘匿のため「381－公共放送業（有線放送業を除く）」及び「382－民間放送業（有線放送業を除く）」はまとめて表章した。同様に「491－郵便業（信書便事業を含む）」、「861－郵便局」及び「862－郵便局受託業」もまとめて「郵便局等」とした。
 - ・ 371－固定電気通信業
 - ・ 372－移動電気通信業
 - ・ 373－電気通信に附帯するサービス業
 - ・ 381－公共放送業（有線放送業を除く）（細分類「3823－衛星放送業」のうち公共放送の活動を含む）
 - ・ 382－民間放送業（有線放送業を除く）（細分類「3823－衛星放送業」のうち公共放送の活動を除く）
 - ・ 383－有線放送業
 - ・ 401－インターネット附随サービス業
 - ・ 491－郵便業（信書便事業を含む）
 - ・ 861－郵便局
 - ・ 862－郵便局受託業
- 3 そのほか、結果利用上の注意点は次のとおり。
 - ・ 「企業全体の年間売上高に対する年間総費用の割合」は、「企業全体の年間売上高」及び「企業全体の年間総費用」の両方に回答があった企業を対象に集計した。
 - ・ 「調査対象事業の年間売上高に対する調査対象事業の年間総費用の割合」も「調査対象事業の年間売上高」及び「調査対象事業の年間総費用」の両方に回答があった企業を対象に集計した。
 - ・ 「著作権使用料」は調査票の「上記以外」欄の具体的内容に該当する記入があったものを集計した。
 - ・ 費用の内訳の割合は各費用に回答があった企業における割合の算術平均である。このため、内訳の計は「調査対象事業の年間総費用の割合」に一致しない。
 - ・ 集計結果は小数点以下第 7 位で四捨五入した。

- ・ 回答企業がなかった費用の割合は「-」とした。
- ・ 本調査では、原則として消費税込みでの回答を依頼したが、消費税抜きでの回答も可とした。消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計した。

4 本調査の回答状況は次のとおりであった。

産業小分類	標本数	有効回答数	有効回答率(%)
固定電気通信業	32	10	31.3
移動電気通信業	8	6	75.0
電気通信に附帯するサービス業	21	6	28.6
公共放送業及び民間放送業	168	114	67.9
有線放送業	76	44	57.9
インターネット附随サービス業	261	66	25.3
郵便局等	43	19	44.2